

議員定数のあり方に関する 調査特別委員会会議録

令和5年9月20日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 14：51

【 案 件 】

1. 議員定数のあり方について
2. 議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○委員長

ただいまから、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

「議員定数のあり方について」及び「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」、以上2件を一括議題といたします。

本日の進め方ですが、前回提出いただいた提案において、これまでに修正等もあっておりますので、提案の1番から6番まで、必要に応じて提案者からの補足説明を行っていただき、質疑を行いたいと考えております。全ての質疑を終えた後、一旦休憩とし、委員及び各党派等において各提案の採決について、ご協議いただきたいと思います。委員会再開後、採決に入る前に、委員の皆様から、それぞれの提案に対して意見等があればお伺いいたします。それぞれの提案について実施すべきかどうか、もし意見が分かれるようであれば採決を行いまして、賛成多数となった提案について、実施に向けた詳細な内容について協議したいと考えておりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

それでは、1番目の藤間委員の提案についてですが、藤間委員より、修正等の申入れはあっておりません。提出者への質疑があれば、お受けいたします。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

次に、2番目の瀬戸委員の提案についてですが、瀬戸委員より、修正等の申入れはあっておりません。提出者への質疑があれば、お受けいたします。

○金子委員

先ほど藤間委員に対しても質問がないと言ったんですけど、瀬戸委員と藤間委員にも質問してもよろしいでしょうか。同じ趣旨となりますけども。（発言する者あり）すみません、申し訳ございません。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10：01

再 開 10：03

委員会を再開いたします。

先ほど申しましたように、まず個別の質疑をお受けいたします。その後に、1番から6番まで、聞ける時間をつくりますので、そのときに改めて聞いていただければと思います。

それでは、瀬戸委員に対する質疑をお受けいたします。

○金子委員

瀬戸委員からアンケートの実施が提案されております。このアンケートに関して、質問なんですけど、どなたが作る、そのアンケートの内容を吟味するのか。そして、いつするのか。もしそういうことが、お考えがあるのであれば教えてください。

○瀬戸委員

アンケートの作成ということですけど、これはまた議員の中で打合せをしてもよろしいし、執行部からいろいろ聞いてつくり上げてもいいんじゃないかなと思っています。

それともう1点は何でしたか。（発言する者あり）

これは1年以内ということでしたから、なるべく早めに、この委員会は1年間続くわけですから、なるべく早めに聴いて、市民の意見を参考にしたらいいんじゃないかなと思っています。

○金子委員

そしたら、そのアンケートの内容には恣意性がある場合もあると思うんですけど。恣意性、偏った考え方、その質問の内容によっては、偏るものもあるのではないかなと思いますけど、その恣意性については、どのようにお考えでしょうか。

○瀬戸委員

誰でしたか、1人、8月31日に陳情書が来てますよね。あそこにも書いてあるように、類似団体等、きちっと市民に分かりやすく説明ができるような資料をつくって、それを質問形式にして出したらどうかと思いますけど。

○金子委員

もう1回聞きます。そのアンケートはどなたがつくるというふうに、もう1回、教えてください。

○瀬戸委員

議員たちで揉んでつくってもいいし、執行部の詳しいところで尋ねて、つくってもいいんじゃないかなと思っています。

○金子委員

そのアンケートづくりの皆さん、28人全員でというふうにお考えでしょうか。それとも何人か、そういう作業部会のようなものをつくるというふうにお考えでしょうか。

○瀬戸委員

皆さんの意見を色々出してもらって、その中でつくりたいと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

よろしいですか。瀬戸委員、ありがとうございました。自席へお戻りください。

次に、3番目の道祖委員の提案についてですが、道祖委員より修正等の申入れはあっておりません。提出者への質疑があれば、お受けいたします。質疑はありませんか。

○金子委員

先ほどの、私がした瀬戸委員に対しての質問とほぼ同じなんですけれども、道祖委員は実施する方策として、市民の声を聴く方法としてアンケートを行う。その具体的な内容は、議員定数削減に賛成か反対か。そして、賛成、反対の理由、賛成の場合は議員定数、反対の場合は議員定数というのみ、シンプルに書かれておりますけれども、アンケートの内容はどのようにお考えでしょうか。また、それはどの方がつくるとお考えですか。また、3つ目、どんな機会に、どの時期につくろうと思っているのか、決まっていれば教えてください。

○道祖委員

私は、皆さんでアンケートの内容を決めていけばいいと思っています、まずですね。それは1点でしたね。どのようにアンケートを決めていくのかということですから。それはここ28人の人が決めていけばいいと思います。中身はどのようにということでしたかね。それもここで決めていけばいいと思っていますよ。それと、私は早くすべきだと思いますよ。市民の声は早く聴くべきだと思いますよ。1年をめぐりにですからですね。それと市民の方からの要望書の中で、来年度の3月の末までに決めてほしいという要望書があったでしょう。私は1年と

言ってますから6月ですけど、市民は早いほうがいいという意見が、陳情が出ていましたね。まずそういうこと。そして中身のことでですけど、陳情第13号が出ているのはご承知でしょう。それは既に生駒市で、アンケートをとって、議員定数の問題についてアンケートをとられているという実態がありますから、もし参考にするならば、生駒市のやつをわざわざ市民の人が生駒市ではこういう形でやっていますということを提案してくれているわけですよ。ここに持ってきてますけれど、コピーして持ってきておりますけど、それは陳情13号で、皆さんのタブレット中にあるはずですよ。それを見られました。そのような内容でアンケートとれば、市民の考えというのは、今の定数が妥当と考える方もいらっしゃるでしょうし、増やすべきだという考えもあるでしょうし、減らすという考え方もあるでしょうと。その中でどういう定数がいいかという内容のアンケートだったと思いますよ。それは、しかも、類似団体の状況を市民に説明する資料もつけてアンケートを出されているという資料を、市民の方が勉強してくださいというふうに出されていますから。これは生駒市ですけど、ほかに議会事務局にお尋ねして、ほかのところもアンケートを、そういうような形でとられているところがあるならば、それを参考にしながらアンケートを早急につくって、皆様に協力をお願いするべきだというふうに思っています。質問に答えていますかね。よろしいですか。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。前回、道祖委員の提案について、随分質問して、内容はどう考えておるのかということと同時に、ほかにないのかということも聞きました。先ほど道祖委員が紹介されました陳情第13号なんですけれども、この点については、市民の声をきちんと聴いてもらいたいと立場で請願権の形で陳情しているということなんですけれども、提案がっているんですよ。提案の1、2、3、4、5あります。私がこの陳情書を読むについては、5を実施するに当たり、この1、2、3、4をやるべきではないかと。あるいは、その上でこの5をやるべきではないかというふうに読んだんですね。この点で言えば、私が前回発言していた内容と、かなりかみ合うところがあるかなというふうには思っています。すなわち、省略しますけれども、1は、飯塚市の市報等で議員定数に関する情報をできるだけ分かりやすく市民に発信すると。これは市報がよいのか、議会だよりがよいのかは考える必要があると思います。その点で、議員定数削減案、括弧としていますが、議員28人→24人→28人→24人案となっているんですけども、この経過を分かりやすくというふうに言われてますね。2点目は、1の2ですけども、議員定数削減案に対する賛成理由及び反対理由を分かりやすく。1の3点目としては飯塚市議員定数推移及び類似団体の議員定数推移等を分かりやすくというふうになっています。このうち特に議員定数28から24、24から28への経過については、特に前回議論しましたが、議会運営委員会の主催で2人の先生にお話を聞いた経過があります。このことについては、道祖委員は承知していないと、内容については、というようなことでしたので、そういった点で言いますと、この陳情者はその経過も含めて分かりやすくということではないかと思うわけですね。大きい2点目としては、市内12か所の交流センターで、議員と市民との意見交換会を開催するという提案です。3点目は、その上でというふうには私は読みましたが、大会場のコスモスコモンで学識経験者及び代表議員及び市民参加で討論会を開催すると。大規模にやるということですね。（発言する者あり）

○委員長

瀬戸委員、すみません、委員会ですので、委員会審査については自己の意見を述べることは大丈夫ですので、どうぞ。付託前の質疑とは違いますので、その点、ご了承ください。

暫時休憩いたします。

休憩 10:16

再 開 10:17

委員会を再開いたします。

○川上委員

ほかの委員の方もどうなんだというふうに思われてはいけないので、私の質問の仕方はもう確認できるでしょう。陳情第13号についての言及があったので、それについて今意見を述べているのではなくて、紹介をしているわけですね。確認して質問にいきたいわけです。それで大きい4点目は、調査特別委員会で、市民（陳情者等）に発言の機会を与え意見を聞く場を設けると。これは委員会条例などで、参考人としての意見を聞く場を設けることができるのではないかと、これは私の意見ですけど。ここでそういうふうに読むかどうかというのがありますけど、私はその上でと、5番があるのだろうと。5番についても、かなり大規模なアンケートということになるんでしょう。アンケート内容については、ここで皆さんで考えてみればというようなお話でしたけど、もう少し、私はこの陳情13号については、委員会として積極的に捉えていく必要があるのではないかとというふうに思うし、これは1点です。それからもう一つは前回も発言しましたが、市民の中から、市民が主役になった議員定数を考えるような動きを正しくサポートできるような、正しい情報を積極的に提案していくということが大事だと思いますが、その2点について見解を聞かせてもらっていいですか。

○道祖委員

私もここに陳情13号を持ってきておりますけれど、市民の方の意見として、よくここまで冷静に提案事項を書かれているなど。私は、提案事項をこのとおり、川上委員がおっしゃるようにやるならば、こういう提案のとおりやったらどうかと。そちらのほうが市民の意見をお聴きする意味では、そちらのほうがいいのではないかと、丁寧にやるべきではないかということについては、いささかも反対するものではないということだけは言わせていただきます。ただ2点目――、もう1回言っていただけますか。

○川上委員

市民が議員定数のことを考えるということは、住民の自治に関わることだと思います。それで、市民がこの問題を考えていく上で、議会のありよう、どういう状況かと、不透明性とか公正性について指摘があるような、それから市政をチェックする力がどうなっているのかというような指摘もある中で、市民の方が自ら住民自治で考えていけるように、議会側から積極的に情報提供していきましょうということについて、どうかということを知りたいわけです。

○道祖委員

ですから、私はこの提案事項を見まして、これを丁寧にやれば、川上委員がおっしゃる内容についても、十分説明できるのではないかなというふうに私自身は思っています。ちょっと丁寧にこの提案事項5項目やっていけば、おのずからその中で市民の皆さんが参加する中で、市民の皆さんの議会に対する思いとか、いろいろな考えというのが出てくるのではないかなと。ここに例えば、4項目では市民（陳情者等）に発言の機会を与えるとか、そういうふうになっておりますから、十分それは川上委員の意のあるところが酌めるのではないかなとっております。それでいいですかね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

道祖委員、ありがとうございました。

次に、4番目の藤間委員の提案についてですが、本提案については修正等の申入れがっております。修正内容について補足説明をお願いいたします。

○藤間委員

提案のほう修正させていただきます。今回は、公式LINEですか、インスタグラム、S

NSなどで、アンケートを取るという話を申し上げましたが、こちら飯塚市公式LINEを通じて、議員定数に関するアンケートをとる。具体的なイメージで言えば、先日、電子図書館について、公式LINEでアンケートがあったかと思うんですが、そのようなイメージをしていただければと思っております。ぜひ質問ありましたら、お願いいたします。

○委員長

提出者への質疑があればお受けいたします。質疑はありませんか。

○金子委員

先ほどと同様の質問をさせていただきます。1点目は、このアンケートは、誰がつくるのか、そしてまたその内容をどのように精査するのか。また、その時期はどうするのか、そしてまた4つ目、恣意性についてどう考えるのか、お願いいたします。（発言する者あり）誰が、どのように、いつつくるのか、またその恣意性、先ほど申しました恣意性についてどのように考えるのか、お考えを聞かせてください。

○藤間委員

では、答えやすい順番から申し上げます。いつという観点でいうと、LINEのアンケートをほかの郵送に比べて準備が簡易なので、ほかの郵送ですとか、そういったアンケートに先立ってできればと思っております。期間としては、郵送ですといろんな準備があるので、その準備が、郵送のアンケートを行う2週間前になるか、3週間前なのか、ほかのアンケート時期を合わせつつ、先行してできればと思います。

次に、誰がどのようにという観点でいうと、執行部から上げていただいて、そこを議員で審査すると。1番重要な質問としましては恣意性をどう排除するか。少しこれについては、ちょっとご質問いただいたものよりもう少し広い視野でお話できればと思っております。まず恣意性は排除すべきです。今回のアンケートで恣意性が混ざる部分3つございます。1つ目は、金子委員ご質問の質問文です。2つ目は、サムネイル、実はこれが1番重要かと思っております。公式LINEでアンケートをとってくださいという形で、画像があってリンクが流れます。この画像というのは非常に重要でして、例えば議員定数に関するアンケートですといった場合と、議員定数削減に関するアンケートですといった場合では、そもそもクリックする人、母集団が異なりますので、このサムネというのが2つ目、恣意性を排除すべき部分になります。3つ目としては資料、添付資料。例えば資料で、議員定数のほかの自治体のデータを大きく出せば、削減という判断がしやすいですし、以前、金子委員がおっしゃった、議員の仕事とは何なのか、議員ってこんなこと頑張っているんですよと、そういった資料をつけると、やっぱりいいんじゃないかというふうに判断しやすいので、3つ目としては何の資料をつけるか、ここが恣意性が大きく出る部分でございます。繰り返しますが、質問文、サムネイル、資料、この3つに関して、できる限り結論を誘導しないような形にすべきだと思います。ご質問のご回答になりますが、まず質問については、若干恣意性のリスクが少し薄い部分になります。なぜかといいますと、もちろん聞き方で、減らすべきですかという質問にするのか、議員定数についてどう思いますか、回答が減らすべき、増やすべき、現状維持。できる限り私は今の個人的な意見としてはニュートラルに聞くべきだ。すなわち削減ありきの質問というよりは、議員定数どう思っていますかとフラットに並べたほうが、市民の方の結論を誘導しないのではないかなと思っております。ご質問の答えとしては、恣意性、すなわち恣意性とは聞きなれない言葉でございますので、案に結論を操作するような質問とか設定をしないという観点からは、できる限りフラットに聞く。ただ、この恣意性というのは100%排除できるものではございませんので、ご提案をいただいて、それについて、こんな恣意性があるから、ここを変えようじゃないかと、そういう議論をすべきだと思っております。ちょっとサムネと資料については、ご質問から外れるところなので、今後の議論かと思っておりますが、質問文よりも、どういうサムネイルを使って、どういう資料をつけるかというところが、かなり結論を左右してしまうので、こ

こはしっかり議論できればと思っております。追加でございましたら、ぜひお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○奥山委員

前者2人ともアンケート、これは多分郵送になるのかというところだろうと思います。今、藤間委員の公式LINEのアンケートということで、前回、電子図書館についてホームページで上がっておりましたけども。アンケートの数といいますか、どのぐらいを想定するかというのが、公式LINEに登録している方だろうというふうに思いますけれども、まず何人かちょっと御存じないかもしれませんが、どのぐらいの数をしたいかなという、あれがあるのかどうか、お伺いします。

○藤間委員

正直、数については分かりませんという回答であるものの、おそらく電子図書館のアンケートの数が1個の参考になると思います。おそらく市民の方の関心の度合いを考えれば、電子図書館の半分ぐらいの数といいますか、ちょっと今、どういうアンケート回答状況かというのは執行部に確認したいのですが、おそらく今、飯塚市のフォロワーの数は、頭がないんですけども、その何分の1とか、10分の1とか、その程度の数かと思います。1番の意義としては、公式LINEでメッセージが来ると、忙しい方、若い方もフラットに答えていただけるかと思っております。前回申し上げたところとかぶるところではございますが、このLINEの公式アンケート、信頼度は余り高くない。すなわち、1人の人が2回答えることができるかもしれないし、飯塚市から外に出て行った人にも届く可能性がございます。なので、ほかのアンケートの補足資料として、ちょっとコストもかからないものなので、やってみたときに、様々な意見が上がってきたり、なるほどなと思うことがあったり、信頼性、恣意性、そういうのが低いという前提で、コストがかからないので、やってみたらどうかというそういう趣旨でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武委員

多分、市民の意識調査をするに当たって、このLINEも活用するのはいいと思うんですけども、先ほど郵送でも市民アンケートというものも考えられているみたいですから、その時期のタイミング、LINEが先にアンケート行って、郵送が後に行くというふうなタイムラグがあってはならないと思うんで、時期的には郵送とLINEのアンケートをする時期、何月から何日まで多分あるんでしょうけど、そこは合わせたほうが、僕はいいんじゃないかというふうに思うんですが、委員はどう思いますか。

○藤間委員

手軽にできるものは、先にやっちゃったらと申しあげましたけれども、確かにこの時期に、市民の声を聴くんですと期間を設けて、その期間に同時にやってしまう。現実的にはLINEなんかは、ぱっと届いてしまうので、先に集まってしまうかもしれませんが、時期を合わせるというのは、おっしゃるとおりだと思いました。ご指摘ありがとうございます。

○瀬戸委員

この公式LINEですけど、これ飯塚市民だけしか見てないんですかね。他市町村の人が入っている可能性はないんですか。

○藤間委員

ございます。すなわち、例えば飯塚にいらっしゃって登録したものの、お隣の市、田川とか嘉麻に引っ越したと。そういった方にも届く可能性がございますので、郵送と違って、飯塚市民だけにアンケートを聞くというのは難しいという理解でございます。すなわちそれが、ほか

の郵送のアンケートよりは一段、信頼性が低いものであるという認識とつながるところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

よろしいですか。藤間委員、ありがとうございました。自席へお戻りください。

次に、5番目の金子委員、小幡委員の提案についてですが、本提案については、修正等の申入れがっております。修正内容について、補足説明をお願いいたします。

○金子委員

私たちの提案について補足説明をさせていただきます。今回、私たちの提案は提案書にございますように、アドバイザーの設置、そして2つ目、学識経験者や公募市民などによる諮問会議（仮称）をつくり議論を深めていくという、この2点を提案させていただいております。そして、この特別委員会そのものの目的は、私たちは2つあると思っております。1つは、飯塚市議会の議員定数のあり方について調査すること、そして2つ目、議員提案議案にあるように、議員定数を24にすることが適当かどうか、その結論を出す。この2つが私たち今回の特別委員会の目的だと考えております。そのために先ほど申しました2つの提案をさせていただいております。

1つ目、このアドバイザーの設置の理由に関しては、何より専門的知見を活用するためです。そして2つ目、市民会議の設置、これは先ほど陳情書にも書いてありましたように、市民の声をしっかり聞く、また議案の提案があったように広く市民の声を聴く、これを具現化したものだと考えます。専門的知見を活用するとともに、市民の皆さんの考えをしっかりと聞き、そして市民の皆さんと議論し、つくり上げていく、そういう場が必要だと考えて、提案させていただいております。前回の特別委員会にて、法的根拠について問われましたので、それで私たち調べました。地方自治法の100条の2項、こちら資料をお送りしておりますので見ていただくといいかなと思いますけども、地方自治法の100条の2項のほうに、「普通地方公共団体の議会は、議案の審議又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる」とあります。そのことから、1の議会アドバイザーについては、法的に問題ありません。実際に舞鶴市や山陽小野田市、寝屋川市などに議会アドバイザーが設置され、議員定数について調査報告されております。こちらタブレットのほうの資料に載せてあります。

この2つ目、2番に関してなんですけど、諮問委員会と私申しました。これは仮称でございますが、団体から選出された方や公募の市民と有識者等とすることについては、法的に問題あるかどうか。これは、私たちも調べたところ、議論されている、そのさなかにあるなということでした。絶対に悪いとも書いていないし、市民がやるべきだというふうにも書いてない。それぞれの、私たち地方公共団体の会議に任されているのではないかと考えております。実際には、審議会ということで、所沢市議会では、こちら載せておりますけども、所沢市議会議員の定数のあり方に関する審議会というものが構成されておりました。委員構成は、大学教授が2名、学識経験者として体育協会の方、地区労働組合協議会の方2名、そして、公募の市民として1名。これは広報にて募集して、論文にて選考されております。その公募の仕方も載せております。御覧ください。私たちは、単に市民の意見を聞くだけでなく、主権者である市民に定数の議論に参画していただきたい。そのことが、私たちのこの飯塚市、そして議会をよりよくするものだと考えております。そのために市民会議という諮問機関を置きたいと思っております。

設置要綱案に関しては、資料として添付させております。市民会議については、先にこちらを話しますかね、会議の日程に関してですけど、これはあくまで案でございますが、11月ま

で審議会を設置し、会を設置し、そして学習会などを行い、中間報告などを1月から3月に行い5月31日までに、最終報告をしたかどうかというふうに考えております。市民の意見をどう聞か、私たちが今回大事にしたいのは、市民会議という市民の意見を丁寧に聞く場、そして2番目の市民懇談会、そして3番目の市民アンケート、市民意見募集です。これは陳情書の分も参考にさせていただいております。また、総合計画、飯塚市のこの総合計画の策定の体制も参考にさせていただきました。市民から市民アンケートや懇談会、そして団体から意向調査、そしてまちまちづくりの意見募集や意見などを聞いて、そして考えていく。そんな形も案として、参考にさせていただいております。市民アンケートや市民意見募集に関しては、まず市民会議に検討していただき、実施方法などを提案していただきたいと思います。私たち議会では十分に話すことも大切だと思いますけども、しっかりした専門的知見を有する方にしっかり聞いて、その実施方法や内容を考えていただき、また私たちも特別委員会で、またそこで検討をし、市民会議へ再度お返しして、また市民会議で再検討し実施する、そういう流れをつくってはどうかと考えております。また市民懇談会には、各地区、各種団体と懇談会をします。そして意見聴取をしてはどうかというふうに考えております。それと私たちが考えたのが、1番大事にしたいのは、何度も言うんですけども、市民の意見を丁寧に聴くということをやっていきたくて思っています。しかし、市民会議を設置するのが、市民を巻き込むということが難しいという判断にもしなるのであれば、3つ目の提案、すみません、3つ目の提案です。調査会議というふうな形で、委員会を有識者のみで構成するものとしてはどうかというふうに考えております。質問があれば、よろしく願いいたします。

○委員長

提出者への質疑があればお受けいたします。質疑はありませんか。

○奥山委員

かなりいろんなところを調査というか、調べられて、お疲れさまでした。ちょっとお伺いさせていただきたいと思えます。冒頭に、自治法第100条の2ということで、学識経験等を有する者、それに近い方だというふうに思いますが、置くことができると、調査することができるということで、ここに13の議会といますか、書いてありますが、議員定数のあり方についてこういう有識者の方に調査をしていただいた自治体だろうというふうに思いますが、ちょっと私は調べることができませんでした。この結果について、あり方ですから、そのままの現状の定員であったのか、定数であったのか、また増えたのか、減ったのか、もし分かれば、この13の議会がありますけど、お願いいたします。

○金子委員

すみません、結果については、私たちも今手元にございません、申し訳ありません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

今、奥山委員と重なるかも分かりませんが、ここに出されている各自治体の議員定数に関する調査にしろ、いろいろ項目が違うかも分かりませんが、その調査に至る経過とか、そういうものを提案者は資料として提出することができますか。

○金子委員

すみません、今手元にはちょっとないので、もし必要であれば、後日提出させていただきま

す。

○道祖委員

事務局をお願いしたいと思えますけれど、せっかくの提案でございます。それで提案されている自治体の調査に至る経過、それと調査の結果、奥山委員が求めておりました調査の結果について、至急議会事務局として調査して資料を提出することをお願いしたいと思えますけど、

それが可能でしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：44

再 開 10：46

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

ただいまの道祖委員から要求がございました、提案資料の中に掲載されています議員定数に関する調査ということで、自治体名が書かれております。それぞれどういった調査をしたかという部分について、確かに提案者が用意する部分と事務局として公正に実施、公正にとというのは微妙な言い方はかもしれませんが、事務局として資料を用意するという部分があるかと思えます。今実際、全国の市議会は今9月定例会中だと思いますし、調査結果は全てホームページ載っているとは限りませんので、若干お時間いただく必要あるかと思えますが、それは事務局のほうから、先方の議会事務局にお願いをして、資料を取り寄せることは可能だというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

であるならば、客観性を求めるため、議会事務局のほうで、時間はかかるとは思いますが、早急に資料を求めて、次回の委員会まで出していただければと思います。その取り計らいをお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：48

再 開 10：49

委員会を再開いたします。

議会事務局にお尋ねいたします。ただいま道祖委員から要求がありました資料は提出できますか。

○議会事務局次長

調査を行いまして、時間ははっきりちょっと具体的にいつまでとお答えができませんけども、調査をして提出したいと思います。

○委員長

お諮りいたします。ただいま道祖委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議会事務局に資料の提出を求めます。

○道祖委員

諮問委員会をつくると、学識を有する人ということですよ。学識を有するというのは、よく分からないんですけど、前回の24から28にするときに議会運営委員会で大学の先生お2人をお呼びしたと。その先生は、どういう基準で選ばれたのか、よく分かんないですよ。私も委員会に参加していませんでしたし、結果しか見ておりませんが、議事録をざっと読んで私の記憶間違いかも分かりませんが、私を感じたのは、資料を、どのような資料を提出して、その大学の先生に飯塚市のあるべき姿を検討してもらったのか、そういうことがなされたのかどうかというのがあるんですけど。学識経験者というのは、どういう学識経験者なんでしょうか、あなた方が考えている学識経験者というのは。

○金子委員

おっしゃるとおりで、学識経験者は本当にいろんな幅があるのではないかというふうに考えております。実際にこの内容に関しても学識経験を有する者等というふうに、第100条の2項には書いております。この100条の2項を設立した経緯に関しては、私たちが提出しております2ページ目、専門的知見の活用、第28次地方制度調査会答申の中に答えがあるのではないかと考えています。少し読ませていただきます。「議会における審議を充実し、政策形成機能の強化を図る見地から、公聴会、参考人制度の活用、議会事務局の補佐機能の充実等について、それぞれの議会における取組が期待される。」また、「議会が、議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、その議決により、学識経験を有する者等必要な者に、個別具体の事項について調査・報告をさせることができることとするとともに、複数の者の合議による調査・報告もできることとすべきである」というふうに書いてあり、私もこの「学識経験を有する者等必要な者」と書いてあるんですね。そこで私もいろいろ調べてみました。私は、これは本当にそうなんだなと思ったのが、また資料の3つ目ですかね。全国都道府県、3つ目出していただいているいいですか、3つ目の資料、これは全国都道府県議会議長会が出した決議文のものです。2020年5月27日に出されたものです。今後の地方議会議員のあり方に関する決議、地方議会が直面する喫緊の課題への対応というふうに書かれて、全部でこれかなりのページ数があったと思いますが、その5ページ目、御覧ください。5ページ目(7)のところに、地方自治法第100条の2の依頼対象者に、一般の住民が含まれることを明確化することとございます。地方自治法第100条の2項の調査事項について、住民の声が反映できるようにするため依頼する対象者を専門的知見を持つ学識経験者等だけに限らず、一般の住民が含まれることを明確化することというふうに書いて、決議文を出されたということです。ということは、私も何が有識者かというふうに私たちも考えました。そしたら、一般的に考えられるのは、大学の先生、またそういう研究をされている方だと思いますし、市民の方も、その中に入るのではないかというふうに考えています。

○道祖委員

私は、あなたの説明を聞いていて思うことは、であるならば、学識経験者は市に在住している方の中で、学識経験者、大学の先生等を含めて、いろんな方いらっしゃると思うんですよ。それを市外の方から選ぶ必要はないのではないかなというふうに理解いたしますけど、そういう学識を有する者を選ぶことについては問題ないというふうに考えておるのかどうか。

○金子委員

もちろん問題ないと考えております。賛成です。

○道祖委員

諮問委員会については、前回の委員会で川上委員のほうから、いろいろご意見が出て諮問委員会について設置するのはいかがなものかという意見だというふうに理解しておりますけれど、議会事務局にお尋ねします。先ほど提案者が各自治体では、こういうふうな諮問委員会を設けておるという説明でありましたが、全国市議会議長会に議会、地方議会が諮問委員会を設置することが、提案者の地方自治法100条の2項の調査事項についての学識経験者等を含むというようなことと、妥当性というか、見解は全国市議会議長会では望ましいというふうになっておるのか。議会は議決権がありますので、参考意見を聞く等については理解いたしますけれど、諮問委員会を設けることが妥当なのか、そういう見解はどうなっておるのか、判例等とか何か判例はないということを提案者は言うておりましたが、そういう実例が本当にあるのかどうか、ちょっと議会事務局のほうで確認できませんでしょうか。もしくは調べておるなら、見解がどういうふうに示されておるのか、ご説明願えればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議会事務局次長

ただいまのいわゆる前回の御提案の中で、アドバイザーというお話、それから諮問機関とい

うかそういった議会として意見を問う機関、そういったものの設置について法的に問題はないのかというご質問もございましたので、一応私ども調査をしまして、全国市議会議長会のほうにも問合せをしております。その辺をちょっとお話したいと思います。まず、アドバイザーというか、そういったものを選任して調査等を依頼することができるのかという部分ですけれども、先ほど提案者も言われたように地方自治法第100条の2において、普通地方公共団体の議会は、議案の審査または当該普通公共団体の事務に関する調査のために、必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができるという規定がございます。これは、平成18年度の地方自治法改正によって追加されました条項でありまして、いわゆる専門的知見の活用というふうに言われておりますけれども、当然、本市議会においてこれまで実施したことはございません。全国的には活用事例がございます、総務省のホームページに掲載されております地方自治月報の中にその一覧表が載っております。調査を依頼するためには、調査事項、調査期間、調査を委託する者を具体的に掲げ、議会の議決を得る必要がございます。その場合、例えば複数人による合議体というのは、これは議長会のほうへ問合せしましたが、複数人の合議体をつくることは可能となっております。その場合につきましても、やはり議会の議決が必要となります。議決すべき事項は、調査事項、調査期間、調査を委託する者の氏名または名称で問題ないと。あくまでもアドバイザーを設置するものでなく、学識経験を有する者等での合議体をアドバイザーと呼ぶかどうかは、おのおの判断をしてくださいというふうなご回答いただきました。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:00

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

○議会議務局次長

ちょっと休憩になってしまいましたけれど、先ほど、アドバイザーの件に関しては一旦ちょっとご説明をさせていただきました。

続きまして、いわゆる議会においてそういった会議等を設置して意見を聞くことに関してですけれども、いわゆる諮問という形になるのではないかというふうに考えております。それは執行部のほうでありますと、いわゆるその附属機関という形で、地方自治法第138条の4第3項のほうに規定がございます。普通地方公共団体は法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではないというふうに規定がされていまして、市長において、法律または条例に基づき、そういった機関を設置することができるというふうになっております。同様に議会が附属機関を設置できるのかということにつきましては、これは平成18年6月30日に岐阜県多治見市が議会への補助機関の設置特区申請というものを行っております。その概要としまして、地方自治法第138条の4第3項では、執行機関に附属機関を置くことができるとされている。このことについては、反対解釈が通説となっており、議会には附属機関を設置することができないとされているところ、今般、第164回国会において、議会機能の充実を図るため、専門的知見の活用として、議案の審査事務に関する調査のため、学識経験者等に専門的事項に係る調査依頼を行えることとする地方自治法の改正が可決成立したところ。しかしながら、この制度については、あくまで案件ごとに専門的事項についての調査を依頼するのみであり、審査、諮問等を行うものではない。このため、一定の所掌の下に審査、諮問等を行い、意見を表明する機関を議会に設けることができるよう、議会への附属機関の設置を可能とするよう求めるものであるというものでございます。これに対して総務省の回答は、平成18年7月

21日回答、特区として対応不可。附属機関とは、執行機関の行政執行ためなどに必要な調査や諮問等を行う機関である。一方、議会は住民の代表である議員により構成される合議制の議事機関として、自らが多様な意思を反映させて、意思決定を行う機関になり、その性格上、附属機関の設置はなじまないというふうになっております。この他の資料を探しましたが、見当たりませんので、これが事実上、国の見解になるのではないかとということで、議長会のほうに問合せをしましたら、そのとおりであるとの回答をいただいております。

先ほど提案者も言われましたように、その一方で現実には、そうした見解とは相反する形で全国自治体の議会において、議会基本条例を制定する中で、附属機関を設置することができる旨を条文化している例が見られ、実際に審議会を設置している例も数件確認しています。条例という形で規定することで、議会の附属機関を設置することは差し支えないのかということを経長会にもお尋ねしましたら、実際に審議会を設置している例については、問題ありと考えている。地方自治法で禁止ということが明文化されていないというだけで、国の見解は前述のとおり、先ほど私が総務省の回答を説明しましたが、その前述のとおりということでございます。審議会を設置している議会は、各自の判断で設置している。審議会の委員に支払った報酬について、監査請求があった場合など、裁判で勝てるとは限らないというご回答でした。実際に審議会を設置している数件の事例については、いずれも議会基本条例において、審議会等の設置について規定しており、その下での審議会設置条例制定となっているが、審議会を設置する場合は議会基本条例にうたうことが必須であるかということも併せてお尋ねしましたが、審議会をつくることはできない。前述の学識経験を有する者等の合議体を設置する場合は、地方自治法第100条の2を根拠に設置すればよいので、議会基本条例にうたう必要はないというふうなご回答いただいております。

○委員長

あと、同様の事例があるのかどうか。こういった事例について確認しているのかどうか。

○議会事務局次長

同様の事例があるかということでございまして、ちょっとインターネットのほうで調べましたら、先ほど提案者の資料も入っておりますように、所沢市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例、これは平成21年3月3日から平成24年12月30日まで条例が設置されておりました。それから、米原市議会議員の議員報酬等のある方に関する審議会条例、平成28年12月20日から施行されております。それから、気仙沼市議会議員定数のあり方に関する審議会設置条例、これは令和4年3月11日から令和7年3月31日までの時限的な条例となっております。一応、インターネットではこの3つが出てまいりましたが、先ほど議長会の見解のほうをお示しとおおり、これについては問題があるというのは、議長会の見解でございます。

○道祖委員

議会は、市民の代表で議決機関だから、諮問委員会を設けることは望ましくないという総務省の見解ですね。そういう見解によらないで、諮問委員会を設けているところは、議会基本条例を制定しているところが、それによってやっているということですね。しかしそれについても、総務省の見解は望ましくないという見解ということですね、諮問委員会は。そういうふう理解していいですか。

それと全国市議会議長会も諮問委員会は望ましくないということで見解を示していると理解してよろしいのでしょうか。そこのところだけはっきりさせてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:17

再 開 11:17

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

先ほど道祖委員のほうからご質問ありました総務省の見解につきましては、先ほど言いましたように、改めて申し上げます。附属機関とは、執行機関の行政執行のためなどに必要な調査や審問等を行う機関である。一方、議会は住民の代表である議員により構成される合議制の議事機関として、自らが多様な意思を反映させて意思決定を行う機関であり、その性格上、附属機関の設置はなじまないというのが、平成18年4月21日時点の回答でございまして、これ以降、総務省は別の見解を出しているというのはございません。実際にそれと異なる形で、そういった審議会なりを設置しているものということでございまして、先ほどインターネットで確認できましたのは、所沢市議会、米原市議会、気仙沼市議会でございます。今、委員長のほうからご指摘もありましたとおり、議会基本条例を制定する中で、議会基本条例の中で附属機関を設置することができるような規定を設けて、条例を制定しているところがございまして、それを踏まえて、附属機関という形で設置しているところがございまして、ちょっとこの3つは改めて確認をさせていただきたいと思いますが、議会基本条例を基に審議会を設置しているもの、そういったものを通さずに、こういった審議会を設置しているものもあるようでございます。これについても改めて確認をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、議長会としては、そういったものについては問題があるというふうな回答でございます。総務省は問題があるというふうに言ったわけではございません。総務省はあくまでこの回答以外の見解はございません。議長会はこの総務省の見解を受けて、こういったものを設置することについては問題があるというふうな回答をいただいているところです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

1点、提案者のほうにお尋ねいたします。市民懇談会、これは今を資料いただいているものに、各地区、各種団体等と懇談会と。参加者、市民会議委員、市議会議員で懇談を行い、意見を聴取すると。これは、各地区、各種団体は、大体どのくらいの数のことを考えてありますか。

○金子委員

これも皆さんと決めていけばいいことかなと思っておりますけれども、私たちの中では、各交流センター12、そしてまた、各種団体ということであれば、50人程度であれば10団体ぐらいかなというふうに考えております。

○瀬戸委員

その懇談会を開くに当たって、そういう団体、各地区の方にどのような手法で集まっていたかのように考えていますか。

○金子委員

それは先ほどの公式LINEとかそういう形で、市報や議会だよりなどで募っていただければいいかと思っております。

○瀬戸委員

どのくらい集まるかちょっと分からないんですけど、この中で市民会議の委員さんからは何名か見えるんでしょうけれど、市議会議員、これは自由参加なんですか。

○金子委員

私が考えているのは、それぞれ分担して回って行って、公平に回っていくことが必要かと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

ご説明ありがとうございました。今回の件については、市民の意見をしっかり聞いて、我々議員一人一人が責任を持って決める、ここに違和感がある方はいないんじゃないかなと思っております。一方で今回のご提案は、市民会議という団体が最終報告を出す。あるいは、どうやって市民アンケートをとるのかも決める。非常にこの市民会議が大きな役割を持つというご提案だと思います。これは市民の立場から見たときに、我々は選挙があって、一票をいただいて、ここに立っています。この議員一人一人が、結論、あるいは結論に至る方法を学識者、あるいは市民の特定の方に丸投げしているように、市民から見たら映らないでしょうか。

私としては、市民のアンケートを聞く、学識経験者の意見を聞く、その上で、我々議員一人一人が議論して結論を出すべきだと思っており、前回、ご指摘にもあったように、この最終報告というのはかなり尊重しないとイケない。あるいは、市民アンケートよりも大分上だにご答弁をおっしゃっていましたが、この市民会議というものに対して、責任を寄せているような、そんなご提案に聞こえましたが、この点、ご意見をちょうだいしてもいいでしょうか。

○金子委員

全くそれは違います。私たちはやはり一人一人がしっかり考えるべきだと思います。その中で、あえて、有識者、そして市民の意見を聞いた上で判断する。それは、私たち議員、そしてこの議会が、この特別委員会が担っている責務だと考えております。

○藤間委員

諮問委員会については、先ほどの議論もあったとおりで、法的な意義については、先ほども議論もあったとおりでございますが、例えば、この市民会議について、例えば、学識経験者は議長が選ぶとなっております。例えば、議長は江口委員長かと思いますが、もちろん江口委員長がしっかり公平に選ぶというのは、私も信頼しているところではあります。例えば市民の目から見たときに、特定の会派の2人がフレームワークを提示して、この議会の中での重要なメンバーを決める、人の選定というの、同じ会派の方が3人に出してくる。選挙で28人、多く選ばれていますが、この結論というのが、特定の少ない人数が大きな影響を持っている、そのように市民から見えるような構成となっております。この点は、公平性等を思ったときに、どういうご趣旨で今回の制度をご提案されていますでしょうか。

○金子委員

まだそこについては、議長が決めるという詳しい経過は書いていないんですけど、最終的には議長というふうに書いてありますけども、その経過に関しては、やはり皆さんの意見をしっかり聞いていくべきだと考えております。

○藤間委員

ご提案いただいた3条を読み上げます。議会アドバイザーは議長が委嘱するとなっていて、今の質問を申し上げたんですけども、ちょっと私の認識は間違っていますでしょうか。

○金子委員

最終的には議長というところでは、責任がある立場だと思いますけども、そこに決める経緯に関しては、それぞれの皆さんから意見を聞く、そのように考えて提案させていただいております。

○藤間委員

私の意見というかご質問としては前回から一貫しておまして、我々は広く市民の意見を聞くべきだ。この市民というのは、飯塚に住んでいらっしゃる10万人以上の方々でございます。一方で、この市民アドバイザーというのは、公募があったり、特定の団体から一部の人をピックアップして、そのピックアップされた特定の団体から意見を聞くというところで、本来は広く市民から意見を聞くべきところを、特定の15名、しかも今回恐らくこの委員会は平日にあるんじゃないかなと思っているんですけども、日曜日もあればいいと思うんですけども、働いている方、子育てをしている方からしたら、非常に出るのが難しい。比較的時間があ

すとか、市民の中から偏った方があらわれて、そこが大きな力を持ってしまうというので、市民の意見を広く聴くということに何か逆行しているんじゃないかというところがございます。これは前回からのご質問でございますが、この市民会議を選ぶという、市民の中から一定の人を抽出するということについて、広く意見を聴くのと反するんじゃないかという意見は、いかがでございましょうか。

○金子委員

このことに関しましては、広く意見を募るというのは、できることだと考えております。

アンケートもその市民会議の中でしっかり揉んでもらって、提案して、アンケートを実施することも可能ですし、そういうことも考えた上で、やっていただきたいと思っていますので、広く意見を聴くことを不可能にしているのではございません。また、その時間に関しても、また、その属性に関しても、いろいろなことを考えた上で、先ほど諮問と言いましたけれども、市民会議をやっていきたいと思っています。

○藤間委員

少し今ご回答がなかったかなと思って、もう1回聞きたいんですけども、前回、私が申し上げたサイレントマジョリティ、提示に対して、議員定数に関して増えたらいいな、減ったらいいなと思ってはいるものの、ではその実現のために仕事や子育てを休んで市役所にやって来て、自分の時間を多大に使って言うまでもないけれども、でも思いがあると、こういったサイレントマジョリティの意見が大事だと。この市民会議というのは、このサイレントマジョリティを無視しているんじゃないかというご質問を前回したところ、それについてはちょっと考えていなかったと、お二人はおっしゃっていただいたと思っています。前回のこの質疑のところですね。今回も引き続きのお伺いなのですが、やはりこの市民会議は、お時間がある方にとってはちょっと行ってみようかなと思うかもしれませんが、忙しかったりする方、市民の大部分は日々の生活に追われていらっしゃると思います。そういった方が選ばれにくい構造になっていると。政治的な強い意見を持っていないけれども、ちょっと思いがある、そういった意見をちょっと切り捨てられるような形になるんじゃないかなと思っていますが、この点はいかがでしようか。

○金子委員

そんなことは全くございません。全く考えておりません。あと、私もサイレントマジョリティ、この英語に関してですね、いろいろな意見を聞いてまいりました。恐らく議会とか政治とかに興味がないのではないかと思われる方にも多く聞いてまいりました。そしたらやっぱり、どうやって入っているのか分からない、何が起きているのか分からない。24人か28人かそもそも分からない、そんなに少なかったのという方もいれば、そうやって多いんだという方もいらっしゃる。ただの方がいらっしゃいました。またその中で、私は多くの人の意見を聞くことは本当に大切だと思います。また、声を上げられない方の意見を聞くことも大切だと思っています。その上で、多くの人が言っている意見だからと、多数決で決めていくのもちょっと違うのかなというふうに思っております。少数の意見を大切に考えていく必要が、私はあると思っています。

そして、なぜ多くの方が意見を言えないのか、その理由を考えることが、この特別委員会の中でも必要なことだと思います。それがサイレントマジョリティというものを考える上では、大変大切な視点だと思います。

今回、私たちが提案させていただいているこの市民会議の中には、団体推薦の方が6名いらっしゃいます。その6名の方は、もしかしたら、政治に興味が残りの、薄い。時間がなくて、忙しいという方もいらっしゃるかもしれません。そんな方たちが入っていただければなというふうに考えております。

○藤間委員

お話ありがとうございました。今、私のご質問としては市民会議というのを選ぶときに、やはり属性が偏ってしまうということを申し上げました。ちょっとご回答として、いろいろな思いの方がいて、いろいろな方から聞いてきたというご自身の思いは分かったのですが、私が申し上げた構造上の問題、やはり、この会議に申し込んで意見を言う方々というのは、いわゆる一般的な市民とかけ離れてしまうというところで、やはり飯塚にいらっしゃる全ての方々とはちょっと違う母集団が選ばれてしまうというのは、まず事実としてあるんじゃないか。今おっしゃっていただいた、全くございませんとおっしゃいましたが、全ての提案は一長一短がございます。欠点がない提案はございません。それに対して、全くございませんというのは、結論ありきであるように思いますので、そこは様々な提案があって、欠点があるもの、ないものもあるので、全くございませんではなくて、恐らくそれは一長一短、フラットに見ながら、ご自身の意見を通すのが議会ではなくて、いろいろな意見を考慮しながら、いい点もあれば悪い点もある。その比較考量が大事なんじゃないかなと。

質問がちょっと飛んでしまいましたが、ご質問として、やはりこの市民会議は偏った市民が抽出されてしまう。この方がいい、悪いじゃないんですけども、やはりちょっと一般的な市民像とはかけ離れた方々の集まりになってしまうんじゃないかなという点は、いかがでございましょうか。

○金子委員

それは難しいと思います。私もつい自分の思いも言ったかもしれませんが、できるだけやっぱり中立な立場で考えていきたいと思っています。その結果、私たちが考えているのは、総合計画の策定に関して、市民団体が選ばれておりますので、それも参考にしながら選んでいきたいと思っています。

○藤間委員

市民団体は6名とおっしゃったんですけども、市民団体6名、学識者3名と、恐らく飯塚にいらっしゃる方で、市民団体に入っていない方のほうが、私の勘違いだったら恐縮なんですけれども、市民団体に入って一生懸命活動している方の意見は重要です。一方で、そういう方は少数派なんじゃないかと、少数派の方を市民全体の問題を協議するときにより重要度が高い役割にやっぱり引き上げているんじゃないかという意見があります。と思いました。

もう一点、少しこの学識関係者の意見が重要だと結構出ているんですけども、実はその学識関係者の意見、めちゃめちゃ重要なときもあれば、重要度がちょっと低いときもあると思っています。例えば、大気汚染の問題、大気汚染の排ガスの基準量は幾らですかというときには、非常に学識者の意見は大事だと思いますが、一方で、議員の数が何名か、これはもう民主主義の根幹といいますか、我々市民一人一人がどう考えるかというのが大事な意見で、学者の方がこういう理論だというふうに説得する事象じゃないと思っています。今回の市民会議の一番の問題だなと思っているのが、学者というのは、知識や知見、専門知識を我々に提供している、その点では重要だと思います。一方で、市民の方と議論をして、結論を協議して、誘導と言うと変ですけども、やっぱり学者と一般市民は知識量、議論の力は差があります。そういう方が一緒に議論をしてしまうと、どうしても学者に引っ張られてしまうというふうに思うのですが、学者の使い方として、市民の意見に影響がちょっと及び過ぎているのかなと思うんですが、この点はいかがでしょう。

○金子委員

学者に関しては、様々なやっぱり捉え方もありますし、私もまだ政治に関しての全ての学者の話聞いたわけではないので、どんな方を選ぶかということも難しい点かと思いますが、前回お聞きした土山さんや江藤先生のお話を聞いた限りでありますと、どちらも、絶対この人数じゃないといけない、決めるのはこの議会だというふうなことははっきりとおっしゃったことを私は覚えておりますので、最終的に決めるのは、私たち議会ではないか、議員ではないか

と思いますので、そこは参考にというふうなことでは考えております。

○藤間委員

お話ありがとうございました。参考にというところで、ちょっとお気持ちを酌んでいただいたのかなと申しますか、前は、この最終意見は市民アンケートよりも重要だ。議会は強く尊重しなければいけないとおっしゃっていたと記憶しております。今、参考にというところで、いろいろ議論をする中で、ちょっとご意見が変わられたような形でございましょうか。

○金子委員

どういうふうにとられたのかというのは藤間委員の持つところで、私は一番大事なのは、ここにいらっしゃる、この特別委員会それぞれの委員がしっかりと考えて答えを出すこと、それが一番大事だと思っております。

○藤間委員

すみません。前回の答弁で私、ご質問としては、この最終意見というのは、市民のアンケートよりも重要ですかについてイエスと答えたと記憶しております。これはもう捉え方では、そういうふうにお答えになったんじゃないかなと思っています。ここはちょっと水掛け論なので。過去の議事録等で真実が分かりますので飛ばさせていただきますが、あとは、前回、恣意性について小幡委員、金子委員は、この点については考えが及びませんでしたとおっしゃっておりました。前回から今回の提案に対して、恣意性、前回認めるところではございましたが、どのような点で、より今回恣意性といいますか、我々議会議員一人一人が結論に影響を及ぼさないような体制になっていますでしょうか。

○金子委員

恣意性に関して、私もずっとここに関しては大切な問題だと思って考えてまいりました。だからこそ、それぞれ今もはっきりとやはり24がいい、いやそうじゃないほうがいいのかという方もいらっしゃいます。そういう意見をそのままではなくて、中立な立場で、私は専門的な見地を見ながら考えることが大事だと思って、だからこそあえて市民会議という形をつくったらどうかというふうに提案させていただいております。

○藤間委員

そういったお考えが大事だというのは、本当おっしゃるとおりだと思います。翻って私の質問ですが、この制度というのは、前回に比べてどのような点で恣意性を排除した制度になっていますでしょうか。お願いします。

○小幡委員

藤間委員の質問に答える形になるかどうかは別にして、恣意性、要は公平になるべくやりたいということが大事なんです。今、言いましたとおり、有識者を決めるに当たっても、一方に偏ってはいけません。だから28人で、公平になるべく偏らないように、恣意的に選ぶことを避けよう。市民団体と言いましたけど、団体という明記していますけども、これは商工会議所のメンバーとか、団体とか、自治会連合会からとか、消防団からとか、いろんな団体の方から6名抽出していただきたいということです。これも恣意的に選ぶのではなくて、その団体を6名と、取りあえず今のところ限定していますけど、その6名が恣意的にならないように選ぶと。それも決定権はこの委員会にあります。市民募集に関してはやはり公募になるので、抽選で公平性を保つというスタイルでやりたいんだという、あくまでも提案ですから、何をもって恣意性を確保するのかといいますと、そういったやり方において、恣意性を排除し、公平性を保ちたいと、今のところでは考えております。

○藤間委員

ちょっと前回と全く同じ質問になってしまい申し訳ございません。すなわち前回と全く同じ質問をしなければいけないなと思っています。前回申し上げたのが、これ例えば、仮にとしましょう。飯塚市で9割の方が、議員をもっと減らすべきだと仮に思っていると。1割の方

が、いやこのままでいいじゃないかと思っているとすると、これ仮の数字でございませう。このときに今おっしゃっていただいたように、偏らないように、すなわち減らしたいと思っている人も、今のままでいいと思っている人も、公平に選ぶとすると、世の中全体では9対1の偏りにもかかわらず、この委員会では一対一になってしまうと。そういった形で偏らないように選ぶという行為が、世の中の母集団から偏よらせているという指摘を、前回申し上げました。それについては、そこまで考えが至っておりませんでした、申し訳ありませんでした。これはおっしゃいました。そういった中で、このご質問というのは、今も全く同じでございまして、偏らないように平等に選ぶというのは、世の中の母集団を無視して、この意見とこの意見を持っている人を同じように入れてしまうと、この行為自体が非常に大きな偏りを生むと考えております。もう少し平易に申し上げますと、この市民会議の大きな問題点として、市民が圧倒的多数で、これ今回の議題とは言いませぬけれども、この構造を使えば、もう市民のほとんどが反対であるような政策についても、平等に選んで委員会をつくって、そこで議論が行われて、その議論の中で、やはりこれやったほうがいいなとすると、市民の大部分と反対の意見も取り入れる構造になってしまう。これについては、金子委員もそういうふうにならないようにやる、公平にやると、おっしゃっていただいて、それはもう全く同意なんですけれども、そもそもこの市民委員会という構図自体が、ゆがんだ結論を生み出しやすいという、そんな構造になっているんじゃないかと思っています。この点いかがでしょうか。

○小幡委員

先ほどの回答と同じになるんだけど、選び方は先ほどの説明どおりです。基本的に公平に選びたい。これが基準です。今、藤間委員の質問に対しては不可能です。できません。だから選んだ結果、どういうスタイルで、どういう結論が出るかというのは、最終的には金子委員が言いましたとおり、この本委員会、各28人の議員が、採決権、決定権を持っていますので、そこでしっかりと審議し、結論を出す。結論を出すための、言い方は悪いんだけど、一つの基準もしくは参考としたいと。ですからこれが100点満点のような組織は、つくるべきだと言われても、できないというのが答えになります。ですから極力偏らないように、組織をつくるに当たっては考えて、そういった諮問委員会をつくりたいという考えです。

○藤間委員

そのお考え方ですと、この最終報告というのは必要でしょうか。何を申し上げているかというと、学識経験者の意見は重要だと思います。市民の声も重要です。市民の議論も重要です。我々議会がその声を吸い取って議論すればいいのではないかと。すなわち今回のご提案ですと、市民会議がアンケートの構造を決めて、アンケートをとって、いろんな情報が集まって、その情報をもとに判断して、それが最終報告になると。この最終報告を議会としては尊重すると。そういったことではなくて、我々自体が最終報告によって判断するのではなくて、アンケート、学識経験者の声、市民の理解というのを我々が吸い上げて、我々が判断すればいいのではないのでしょうか。すなわち、この市民会議が、この結論に対して及ぼす重要性というのは、市民の方から見れば、一人一人、一票入れた議員に判断してほしいと思っているのではないのでしょうか。この点いかがでしょうか。

○小幡委員

今、質問者の意見と相違ないと思っているんですね。その考えのもとで、こういったスタイルで提案しているわけであって、あくまでも参考にしたいということですから、今提案している諮問委員会とか、市民会議は決定権がないので、決定権はあくまでもこの委員会、議会にあるので、参考にしたいということですから。それにおいて、この市民会議の中でアンケートをとるもよし、市民会議がどこかの会場で、100人とか200人か分からないけど、いろんな多様性のある市民から意見を聞くもよし、市民会議にこうなさいということではなくて、こういうスタイルをとれるような市民会議を設けたらどうでしょうか。そのメンバーが、先ほど言っ

たようなメンバーで構成していただくという提案ですので、アンケートもしくは市民会議の意見がものすごく重いんだとかという感覚は、申し訳ないけど、ないです。あくまでも、言い方悪いけど、参考の一つとしたいということです。

○藤間委員

議論に誠実にお付き合いいただき、ありがとうございます。私からは以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

前回、金子委員、小幡委員の提案について法的な根拠のあるものというふうにお尋ねしました。提案は2つあったと思います。アドバイザー会議と、それから諮問機関について。アドバイザー会議については、第100条の2において設置できると、複数の学識経験を有する者等に合同で調査・報告を行わせることが可能だということから、アドバイザー会議というように呼ばれているようではありますけれども、この点については、そもそも平成18年の100条の2をつくった法改正の目的と議員定数のあり方の調査、それから提出されております現行28の定数を24に減ずる議案の審査になじむのかということなんですね。検討されていると思いますけれども、この100条の2については、執行機関に対する監視機能や政策形成機能を充実・強化するためにと、そこに法改正の目的があると思うんですね。その点で言えば、我々が付託を受けている2つの案件については、かみ合わないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○金子委員

私はかみ合うというふうには考えております。実際に、アドバイザー会議をつくられている議会もありますし、私はかみ合うと思って提案させていただいております。

○川上委員

この際、ほかの自治体でできているから、飯塚市議会もできるというような筋道は余り考えないほうがいいんじゃないかと。何て言うかな、厳格に我々は、この法に基づこうというのであれば、法改正の趣旨がどうだったのかということをやはりきちんと捉えて、適切なのかということを考える必要があるだろうということを考えて質問したわけですね。あなたとは考え方が違いますという答弁のように聞こえてならないわけですよ。執行機関に対する監視機能や政策形成機能を充実・強化するために、この100条の2なんですね。今回のものは地方自治法がありますよね。歴史を言えば、2元代表制だと思います。住民が基本にあって、住民が基本になって、執行権を市長に任せる、選挙を行う、そしてそれを監視する議会を住民は選挙によって選んで、そういう緊張関係が市長と議会の間で生じるんだけど、おおもとは住民なんですよ、と思うわけですよ。ですから、住民がどういう市長を持つかと同じように、それ以上の重みを持ってどういう議会をつくるのか、持つのかというのが、地方自治にとって重要で、ですから地方自治法の第2編は、1章に通則を述べた後、すぐに2章で住民を規定していますよね。そして3で条例及び規則、4で選挙、5で直接請求、そして6で議会、7で執行機関となっています。ですから、どういう議会をつくるかについては、もともと住民の権限に由来すると思うんですね。そういった点でいうと、この100条の2を無理にこのアドバイザー会議をつくる根拠とするのは、正しくないのではないかとというふうには考えるわけですが、もう一度答弁してもらっていいですか。

○小幡委員

質問者の見解に対して異論はないんですけどね。アドバイザーを置くという提案は、前回の提案のときに、当委員会においてもアドバイザーになってもらう、市民会議においてもアドバイザーになってもらうというようなスタイルでアドバイザーを置きたいと。では、そのアドバイザーがどういった人が適任者なのかというのが、100条の2を使った有識者、学識有識経

験者をアドバイザーとすれば、無難であろうという発想です。この学識経験者を有する者に対しては、専門的知見から我々委員会もしくはまだ想定されていませんけど、想定しようとする市民会議が、いろいろ定数に関して質疑、質問があるときに、的確な法に照らしたようなアドバイスをする知見を持った方がいたほうが、今までの当委員会、28人の議員のほうでも、どうしても法律問題とか、法律の専門家ではありませんので、そういう形になりますと、事務局に頼るといふ嫌いがあったので、事務局の負担軽減、これは取ってつけたような言い方しますが、そのためにもそういったアドバイザーを皆さんで設けたらどうかという提案ですから、余り正直言って深くまでは考えておりません。そういうアドバイザーがいたほうが審議しやすいという発想です。

○川上委員

もともと100条の2は、先ほど言ったようなことを法改正の趣旨としているので、今回我々が付託案件を受けていることについては、かみ合わないという私の見解ですが、そういう意味でさらに言ったとしても、小幡委員が今言われましたけども、なくてはならない、絶対だということではないので、よって立とうとしている100条の2でも、できる規定になっていますので、これは諦めたほうがいいんじゃないのかなというふうに思います。

それから、もう1点は諮問会議なんですね。諮問会議ではない諮問機関なんです。これをこの間、提案者は、市民会議と呼んだりするので、その語感から言えば、市民の自主的な運動をする、そういうところかなとか、ふとその言葉だけ聞かれた方は、そう思われるかもしれないけども、これは議会という権力機関が、つくった諮問会議の名前が市民会議ということになるわけですね。だから議会の影響下にある市民会議ですよ。これ本当に市民会議と呼んでいいかどうかは、もう自明だと思うんですね。先ほど私言ったようなことから言えば、本当に市民会議と呼ばれるべき資格があるのは、自主的な、行政からも議会からも離れた自主的な市民の運動を行う勢力、人たちの単独か複数かはあるかもしれませんが、連合体があるかもしれませんが、そういう権力から離れたところで立ち上がっている住民の方たちに使える言葉では、本来ないかなというふうに思うんです。このことについては、そのために議会は議会として、適切な情報を市民に積極的に情報共有していくし、今日改めて言えば行政の側もそうだと思いますが、それを述べた上で、法的に根拠性のないものを、自治法にもないものをつくって悪いかというところ、地方自治の問題なので、つくってはならないということがない以上、つくことはあり得るとは思います。それは基本条例によって裏打ちされれば、なおのことではないかと思うけれども、先ほどから質疑も続いておりますけれども、私も名称のことも言いましたけど、実態において、このことが先ほど紹介した陳情13号の1から5までのものに貢献できるものなのかどうかを考える必要があるなど。市民がいろいろ立ち上がり考えていくというのにも貢献できるし、議会が主催してやるものにも貢献できるというものかどうかと、この諮問機関について考える必要があるかなと。その点について、対立的に、諮問会議か、それ以外かというふうに、対立的に考える必要はないと思うけれども、その辺についてはどうお考えか、お尋ねします。

○小幡委員

言葉の定義ですから、ここでいろいろ論じても一緒かと思いますが、意味合い的には、もちろん諮問するんですから、諮問会議と、仮称としております。市民会議というのは、川上委員がおっしゃるようなイメージが本当は市民会議なんだろうなということも私は同意します。そういうのをもち市民会議とすると。ただし、それを排除する気持ちはないんで、我々が諮問会議、もしくは市民会議を設置したいという提案をしております。一方で、本委員会でも審議します。先ほど言われました本来であろう市民会議が立ち上げることもウエルカムなんですね。本来は立ち上がってほしいと思っているんです。そのきっかけづくりとしても、議会のほうからそういった会議をつくりませんかという提案なんですね。ですから、大変失礼な言い

方やけど、当事者同士が自分たちの地位を、何人がいい、何人がいいということをやすべきなんだけど、一般市民から見れば、議会が議員の定数を勝手に決めやがってというような意見が確かにあるんです。ですから、その発想で、逆発想で、市民からの意見もたくさん集約したいという思いでの提案であります。ただ先ほど言われました陳情13号の5つの提案的な項目が書いてありましたけど、非常に的確な指摘だと感じておりますので、諮問会議にせよ、市民会議にせよ、そういった中を審議の議案としてやっていくべきだと、私は個人的には思っておりますし、当委員会もあの5項目に対しては真摯にきちんと議論していくべきと考えております。

○金子委員

私も追加で言わせてください。私も今、川上委員の市民が参加するというのは本当に大切だと思います。だからこそ、地方自治法、先ほど趣旨とは違うのではないかとおっしゃいましたけども、学識経験を有する者等、ここに私たちの議会としての考え方を反映できるのではないかというふうに考えます。市民を巻き込む、それが私たちの今回大変必要なことだと思いますので、アンケートをとったり、市民の声を聴くために、私たちは、この市民——、名前はちょっとどうかと思いますけども、一緒に考えていきたいと思って、こういう提案をさせていただいております。

○川上委員

金子委員が市民を巻き込むと発言されたのは、今日2回目なんですね。市民は巻き込まれる存在ではないというのは、先ほどから私の見解というか、地方自治法の精神をお伝えしたつもりだったんですけれども。ここなぜそうなるかということ、先ほど私の考えは、住民が主役、主人公ですから、そこから2つの権力機関をつくるわけでしょう。一方は監視するほうと。それらを監視し、チェックし続けて、地方自治、住民自治をつくり守っているのが、住民だという考え方なので、議会は住民とはそういう意味では、緊張関係にあるべきだと。どちらかが巻き込まれるということではないのではないかなと思うんですね。その点でこの100条の2に関わることを触れられましたので、実は、飯塚市議会は既に財産がありまして、改選以前の議会運営委員会で1年近くにわたって請願審査をし、議案を出して議決したという経過がありますけど、その過程の飯塚市議会、議会運営委員会の論戦というか、その成果は既にあると思う。さらに大学の学識経験の方、2人からかなり詳細に学んだものもあろうかと思うわけです。これを無にして、ゼロからスタートするような必要はなくて、不足するところ、例えば私たちが、この陳情13号にも書いていますけど、憲法に触れていますよ。日本国憲法の第八章が地方自治でしょう。この内容において、その精神において、議会と住民が認識を共有するかと。また地方自治法において、同じように議会と、議員と呼んでもいいと思いますけど、住民がその認識を共有するかと。そのことがなければ、どういう議会をつくっていくのか、定数はどうするのかというのが、なかなか階段を上るようには進まないのではないかなと思うんだけど、そういった点で言えば、無理に100条の2にこだわって、アドバイザーというふうに言わなくても、委員会で学習会をしようとして決めて、講師をお招きすることができるのではないかなと思いますが、それについての見解を伺います。

○小幡委員

川上委員の提案では、意見とすれば、その意見に対しては、可能だと考えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お2人ありがとうございました。自席へお戻りいただいて結構です。

次に、6番目の藤堂委員の提案についてですが、本提案については修正等の申入れがっております。修正内容について補足説明をお願いいたします。

○藤堂委員

1点だけ軽微な修正がございますので、お伝えいたします。内容に関しては変わりはありません。定数に関して、個人説明会の実施というところですが、ただ具体的な内容に関して、前回は選挙公報のような形で、全市民にお知らせするといったところですが、今回は議会だよりと、あと藤間委員も言われた公式SNSを取り入れまして、市民の方に説明会等をスケジュール案内するというものがございます。広く市民の意見を聞くということですので、また陳情も出ておりますので、こういった懇談会、説明会等、実施したほうがいいのではないかと思います。よろしくお願ひします。

○委員長

提出者に質疑があればお受けいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

提案ありがとうございます。議会だよりのようなものを出してと言われたんでしょうか。市民にお配りしてと。

○藤堂委員

今出している議会だよりに、一覧あると思うんですけど、どこかスペースいただいて、この日にありますよといった案内を出す。今もある物を使っていくということですか。

○川上委員

その際には各議員の、市民の意見を聴くにしても、あなたはどう思っているんですかというふうには、市民の側からは聞かれることがあるかもしれないし、そもそも知りたいということがあるかもしれません。例えば私、川上直喜は議会の監視機能を強めるため、また、ジェンダー平等のための流れに逆行するようなものとして議員定数削減は反対の立場です。そうしたことを述べた上で、市民の皆さんに意見を聞くというようなことも考えてありますか。

○藤堂委員

各個人の会派のスタンスでそこはいいのかなと、幅があってもいいのかなと思います。私に関しては、特に決まっていませんので、皆さんの意見を聞きたいということで、説明会だったり、懇談会であったりを開こうかなと、もし開くのであれば考えております。

○川上委員

陳情第13号について先ほどから紹介をして質問しておりましたが、減らすか、増やすかという点について言えばこの陳情された方とは立場は異にするんですけど、第1の提案については市報でということを書いてありましたかね。私は議会だよりが適切ではないかと思いますが、この間の、先ほど金子委員、小幡委員に対して質問した中でも言いましたが、この間の論戦の財産というか、言わば学識経験者からお話聞いたものを含めて、少し隅っこに一つのコーナーということじゃなくって、大特集で載せてはどうかなと思いますけど、そういうふうに藤堂委員の提案は発展させられますか。

○藤堂委員

もちろん、そういったご提案いただければ、もう皆さんと一緒に考えていければと思います。私としても、大々的に市民の方に知っていただきたいので、そういう形でできるのであればしたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

藤堂委員、ありがとうございます。自席にお戻りいただいて結構です。

今、個別の委員に対する質疑をしておりました。全般にわたって質疑されたい方はございますか。

○金子委員

全体にわたってというか、一番初めの藤間議員の提案について、もう少し聞かせてください。

この図がありますよね、藤間委員の。あれに関して、実施するものは、誰が当提案に反対、賛成、保留かを明示した上でディスカッションを行うというふうに書いてあります。具体的な内容に関しては、反対派の人がまとまって座っている机、賛成派の人がまとまっている机というふうにあります。今、保留という形の方もいらっしゃると思うんですけど、その方たちはどのような立場で、どこにいるのかなど。そこだけちょっと具体的に教えてください。

○藤間委員

まず議会及び市民の皆様への謝罪としまして、このような図が全体に公開されるとは思っておらず、殴り書きのような形になってしまい大変申し訳ございませんでした。おっしゃったとおり、この保留の人の机もあるべきところが、この書き漏らしでございまして、シンプルに私自身も、今皆様がどういうふうを考えていらっしゃるのかというのを知りたいので、これは机にまとまらなくても賛成か反対か分かるような形で、どの方が賛成で、どの方が保留して、どの方が反対か、分かるような状態で議論したいなど、そういう趣旨でございまして、保留している人の机を書き漏らしております。あるいは、机に分かれなくても、何かこう名札に色でもいいですけども、誰がどういうお考えなのかなどというのが分かるような形で、先輩方の意見も聞きたいなど、そういう趣旨でございます。

○委員長

ほかに質疑はございますか。

○奥山委員

ちょっと追加というか、質問させていただければと思います。今、藤間委員の提案については、これは議員同士でのディスカッションということでもよろしいですかね。

○藤間委員

おっしゃるとおりの提案をいたしました。でも今ふと考えてみると、例えばここに学識経験者がいて、事実関係とか混乱したときに仕切ってくれるような方もいてもいいなと思いました。シンプルに今皆さんどんな考えなのかなど、聞きたいという趣旨でございまして、もしかするとほかに、市民の方なのか、学識関係者なのかがいるというご提案も議論によってはあり得るなと思いました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

よろしいですか。藤間委員ありがとうございました。

提案に対する質疑を終結いたします。

最初にご案内いたしましたように、一旦休憩をさせていただきます。その間に委員及び各党派等において、各提案の採決についてご協議いただけましたらと思っております。再開後、採決に入る前に委員の皆様から、それぞれの提案に対し、意見等がございましたらお伺いし、それを受けて提案者のほうから、本日採決すべきか、一旦、持ち帰って再度提案されるか確認の上、討論、採決に移りたいと考えています。

暫時休憩いたします。

休 憩 12 : 10

再 開 13 : 44

委員会を再開いたします。

今回、提出されております提案6件について、ご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

(な し)

ございませんか。よろしいですか。そうしましたら、暫時休憩いたします。

休 憩 13 : 44

再 開 14:50

委員会を再開いたします。

各提案については、本会議最終日、9月27日、10時から委員会を開き、その際に採決を行いたいと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

議員定数のあり方につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめまして、議員提出議案につきましては、毎回、継続審査を諮る必要がございますので、お諮りいたします。

「議員提出議案第7号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」については、慎重に審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

(発言する者あり)

これをもちまして、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。